

～司法書士による「空き家対策個別相談会」を開催しました～

《相談会の概要》

空き家に対する様々な相談に対応するため、司法書士による相談会を開催しました。

村の広報紙で日時等を周知したうえで申込予約をいただく。また、空き家の所有者へ事前に意向調査を行うなどして、その後の相談に乗れるように日程を設定しました。

第1回 令和6年 8月16日（土） 午前10時から正午 （相談者3名）

第2回 令和6年11月16日（土） 午前10時から正午 （相談者2名）

相談者や家族の状況などをお聞きしながら、司法書士から助言をいただきました。

対応方法が引き続き必要な場合は、司法書士に継続して相談する事例や、他の業者などを紹介するなど個別に対応いただきました。

事前に把握できた物件については、写真などを用意して司法書士に分かりやすく説明いただきました。

《相談会のまとめ》

相談内容

- ・過去に売却したが、相続登記がされていないがどうしたらよいか。
- ・相続は済んでいるが、今後どうしたらよいか悩んでいる。（家族や親戚等の意見が様々）
- ・空き家を手放したいが、どのような方法があるのか。（費用がかからない方法など）
- ・相続人が決まっていなく相続登記をするにどうしたらよいか。など

村としては、家族など関係者で相談できる話し合いの場を設けてほしいことや、売却や賃貸を問わず、空き家バンクに登録していただきたい旨をお願いした。

《今後の対応》

相談されて方向性が出た方や、次の段階へ進むことができた方など様々ですが、専門家などに相談すること自体に抵抗がある方もいらっしゃいます。

引き続き、各々の悩み事や困り事を相談できる場を開催していき、早い段階から空き家について家族を含めて考えていただくよう働きかけていきたい。

また、村の空き家バンク制度を知らない方もいるため、継続して周知活動に努めたい。